

○生駒市立小平尾南児童館条例 抜粋

昭和 51 年 6 月 30 日

条例第 21 号

(運営審議会)

第5条 児童館の円滑な運営及びその向上を図るため、小平尾南児童館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項の審議会に必要な事項は、別に規則で定める。